

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 1 日（火）第604号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓 令	
○鹿児島県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令（※）	（管財課取扱い） 1
告 示	
○救急病院等の認定	（保健医療福祉課取扱い） 1
○救急病院等に関する申出の撤回	（保健医療福祉課取扱い） 2
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	（水産振興課取扱い） 2
○県営土地改良事業の計画の決定（5件）	（農地整備課取扱い） 3
教 育 委 員 会 規 則	
○夜間中学教育手当支給規則（※）	（教職員課取扱い） 4
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 6

訓 令

鹿 児 島 県
鹿児島県教育委員会 訓令第2号

鹿児島県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩田康一
鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県庁舎等防火管理規程〔平成9年鹿児島県訓令第1号〕の一部を次のよう
に改正する。

第2条第2号中「（社会保険事務所を除く。）」及び「（県立保健看護学校を除く。）」を削る。
第6条第2項を次のように改める。

- 2 火気責任者は、退庁しようとする場合において、なお執務室等を使用している者がいるときは、その者に前項の職務を引き継がなければならない。

第6条第3項及び別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第300号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	医療法人徳洲会喜界徳洲会病院	大島郡喜界町赤連105番 5	令和 6 年12月 1 日から 令和 9 年11月30日まで

鹿児島県告示第301号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出の撤回があった。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
救急病院	医療法人徳洲会喜界徳洲会病院	大島郡喜界町湾315番地	令和 6 年12月 1 日

鹿児島県告示第302号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 4 月 1 日から同月15日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市笠沙町片浦15409番地 森和弘
南さつま市笠沙町片浦15398番地 橋口隆美
南さつま市笠沙町片浦15447番地 森辰生
- 2 加入区
野間池加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第303号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 4 月 1 日から同月15日まで屋久島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
熊毛郡屋久島町安房410番地33 岩川実
熊毛郡屋久島町安房739番地141 星川風太
熊毛郡屋久島町安房1763番地 4 川東竜太
- 2 加入区
屋久加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
屋久島漁業協同組合

鹿児島県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備中山間地域型）（農業用排水施設整備及び農道整備）郡山地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 2 日から同月30日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市役所農地整備課

鹿児島県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）若宮池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 2 日から同月30日まで
- 3 縦覧場所
出水市役所農林水産整備課

鹿児島県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）薬師池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 2 日から同月30日まで
- 3 縦覧場所
伊佐市役所林務耕地課

鹿児島県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）柚ヶ谷池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島

島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 2 日から同月30日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手育成対策）（農業用排水施設整備及び農道整備）上之原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 2 日から同月30日まで
- 3 縦覧場所
南大隅町役場建設課

教育委員会規則

夜間中学教育手当支給規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第8号

夜間中学教育手当支給規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号。以下「特勤条例」という。）第5条第1項及び第13条の規定に基づき、夜間中学教育手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（支給方法）

第2条 手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

（実績簿）

第3条 校長は、夜間中学教育手当実績簿（別記様式）を備え、整備しなければならない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号。以下「整備条例」という。）附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された教育職員は、特勤条例第5条第2項第3号に規定する教育職員とみなして、同条の規定を適用する。
- 3 整備条例附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された教育職員は、特勤条例第5条第2項第3号に規定する教育職員とみなして、同条の規定を適用する。

夜間中学教育手当実績簿

[illegible]

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第29号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 4 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ファンキードクター D L	マルホン工業株式会社	4P1927
ぱちんこ遊技機	e フィーバー炎炎ノ消防隊 2 G X	株式会社ジェイビー	5P0006
回胴式遊技機	L / ギルティクラウン 2 / X F	株式会社アクロス	430832